

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)													
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由	
1	1	0	0	0	0	1	第1編			1	0	0	0	0	1	第1編			1	0	0	0	
1	1	1	0	0	0	1	第1章			1	1	0	0	0	1	第1章			1	1	0	0	
1	1	1	1	0	0	1	第1節			1	1	1	0	0	1	第1節			1	1	1	0	
9	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21			1	1	1	21	0	1	1-1-1-21			1	1	1	21	
9	1	1	1	21	4	1				1	1	1	21	4	1				1	1	1	21	諸法令の改定にともなう
9	1	1	1	21	5	1				1	1	1	21	5	1				1	1	1	21	諸法令の改定にともなう
12	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30			1	1	1	30	0	1	1-1-1-30			1	1	1	30	
12	1	1	1	30	8	1																	誤謬
12	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			1	1	1	33	0	1	1-1-1-33			1	1	1	33	
12	1	1	1	33	1	1				1	1	1	33	1	1				1	1	1	33	諸基準類の改定にともなう
15	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37			1	1	1	37	0	1	1-1-1-37			1	1	1	37	
15	1	1	1	37	6	2				1	1	1	37	6	2				1	1	1	37	諸法令の改定にともなう
18	1	1	1	37	9	1				1	1	1	37	9	1				1	1	1	37	諸法令の改定にともなう
18	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39			1	1	1	39	0	1	1-1-1-39			1	1	1	39	
18	1	1	1	39	4	1				1	1	1	39	4	1				1	1	1	39	諸基準類の改定にともなう

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)														
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由		
18	1	1	1	39	5	1				1	1	1	39	5	1							諸法令の改定にともなう		
							5.	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。														5.	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	
19	1	1	1	39	14	1				1	1	1	39	14	1							諸法令の改定にともなう		
							14.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。															14.	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
20	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守		1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	諸法令の遵守							
20	1	1	1	41	1	2		(2) 建設業法 (令和2年6月改正 法律第37号)		1	1	1	41	1	2		(2) 建設業法 (令和3年5月改正 法律第48号)						諸法令の改定にともなう	
20	1	1	1	41	1	8		(8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)		1	1	1	41	1	8		(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)						諸法令の改定にともなう	
20	1	1	1	41	1	10		(10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)		1	1	1	41	1	10		(10) 健康保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)						諸法令の改定にともなう	
20	1	1	1	41	1	13		(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)		1	1	1	41	1	13		(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和3年6月改正 法律第69号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	17		(17) 道路運送車両法 (平成2年3月改正 法律第5号)		1	1	1	41	1	17		(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	20		(20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)		1	1	1	41	1	20		(20) 河川法 (令和3年5月改正 法律第31号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	23		(23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)		1	1	1	41	1	23		(23) 港則法 (令和3年5月改正 法律第53号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	25		(25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)		1	1	1	41	1	25		(25) 下水道法 (令和3年5月改正 法律第31号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	26		(26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)		1	1	1	41	1	26		(26) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	30		(30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)		1	1	1	41	1	30		(30) 環境基本法 (令和3年5月改正 法律第36号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	38		(38) 文化財保護法 (令和2年6月改正 法律第41号)		1	1	1	41	1	38		(38) 文化財保護法 (令和3年4月改正 法律第22号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	41		(41) 消防法 (平成30年6月改正 法律第67号)		1	1	1	41	1	41		(41) 消防法 (令和3年5月改正 法律第36号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	43		(43) 建築基準法 (令和2年6月改正 法律第43号)		1	1	1	41	1	43		(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	45		(45) 建設工事に係る資材と再資源化等に関する法律 (平成26年6月改正 法律第55号)		1	1	1	41	1	45		(45) 建設工事に係る資材と再資源化等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	48		(48) 海上交通安全法 (平成28年5月改正 法律第42号)		1	1	1	41	1	48		(48) 海上交通安全法 (令和3年6月改正 法律第53号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	50		(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年5月改正 法律第18号)		1	1	1	41	1	50		(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年5月改正 法律第43号)						諸法令の改定にともなう	
21	1	1	1	41	1	51		(51) 船員法 (平成30年6月改正 法律第41号)		1	1	1	41	1	51		(51) 船員法 (令和3年6月改正 法律第75号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	53		(53) 船舶安全法 (平成29年5月改正 法律第41号)		1	1	1	41	1	53		(53) 船舶安全法 (令和3年5月改正 法律第43号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	55		(55) 自然公園法 (令和元年6月改正 法律第37号)		1	1	1	41	1	55		(55) 自然公園法 (令和3年5月改正 法律第29号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	56		(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年6月改正 法律第37号)		1	1	1	41	1	56		(56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	57		(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年9月改正 法律第66号)		1	1	1	41	1	57		(57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年5月改正 法律第36号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	60		(60) 漁業法 (令和元年5月改正 法律第1号)		1	1	1	41	1	60		(60) 漁業法 (令和3年5月改正 法律第47号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	63		(63) 厚生年金保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)		1	1	1	41	1	63		(63) 厚生年金保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	64		(64) 航路標識法 (平成28年5月改正 法律第42号)		1	1	1	41	1	64		(64) 航路標識法 (令和3年6月改正 法律第53号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	68		(68) 所得税法 (令和2年3月改正 法律第8号)		1	1	1	41	1	68		(68) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	70		(70) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第2号)		1	1	1	41	1	70		(70) 船員保険法 (令和3年6月改正 法律第66号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	71		(71) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)		1	1	1	41	1	71		(71) 著作権法 (令和3年6月改正 法律第52号)						諸法令の改定にともなう	
22	1	1	1	41	1	72		(72) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)		1	1	1	41	1	72		(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)						諸法令の改定にともなう	

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
86	2	2	13	0	0	1	第13節	その他		2	2	13	0	0	1	第13節	その他		
86	2	2	13	2	0	1	2-2-13-2	合成樹脂製品		2	2	13	2	0	1	2-2-13-2	合成樹脂製品		
87	2	2	13	2	1	1		JIS C 8430 (硬質塩化ビニル電線管)		2	2	13	2	1	1		JIS C 8430 (硬質 ポリ 塩化ビニル電線管)	JIS名称変更にとまなう	
88	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編		3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編		
88	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工		3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工		
88	3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		3	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準		
88	3	1	2	0	0	1		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)		3	1	2	0	0	1		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ ポラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にとまなう	
89	3	1	2	0	0	1		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)		3	1	2	0	0	1		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	諸基準類の改定にとまなう	
89	3	1	2	0	0	1		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)		3	1	2	0	0	1		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年3月)	諸基準類の改定にとまなう	
89	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種		3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種		
89	3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材料		3	1	3	2	0	1	3-1-3-2	材料		
90	3	1	3	2	4	7		(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合		3	1	3	2	4	7		(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ①凍結防止剤を散布する区間 ②交通量が非常に多い区間 ③海岸に接近する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④温泉地帯など ⑤雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所	諸基準類の改定にとまなう	
90	3	1	3	2	5	2		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の 550g/ m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/ m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。		3	1	3	2	5	2		(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
92	3	1	3	2	6	2		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m ² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。		3	1	3	2	6	2		⑤ 亜鉛めっき地肌のままの場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
93	3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工		3	1	3	6	0	1	3-1-3-6	小型標識工		
94	3	1	3	6	15	1		15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m ² 以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。		3	1	3	6	15	1		15. 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ77) の77 μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ63) 63 μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については (HDZ49) 49 μm (膜厚) 以上としなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
95	3	1	3	7	0	1	3-1-3-7	防止柵工		3	1	3	7	0	1	3-1-3-7	防止柵工		
95	3	1	3	7	3	1		3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m ² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。		3	1	3	7	3	1		3. 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。	諸基準類の改定にとまなう	
100	3	1	3	15	0	1	3-1-3-15	PCホロースラブ製作工		3	1	3	15	0	1	3-1-3-15	PCホロースラブ製作工		
100	3	1	3	15	1	1		1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打込み時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。		3	1	3	15	1	1		1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打込み時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を 施工計画書に記載し 、設置しなければならない。	施工計画書に記載することを規定	
107	3	1	3	25	0	1	3-1-3-25	銘板工		3	1	3	25	0	1	3-1-3-25	銘板工		
107	3	1	3	25	3	1		3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の 製作 年月を記入しなければならない。		3	1	3	25	3	1		3. 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の 完了 年月を記入しなければならない。	施工実績を踏まえた規定の変更	

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)														
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	項	項以下	編章節条	項	項以下	改訂理由		
113	3	1	3	32	0	1	3-1-3-32			3	1	3	32	0	1	3-1-3-32			3	1	3	32		
117	3	1	3	32	2	12		表3-1-12 線材の品質管理試験の内容 公的試験期間 メッキ付着量 ※2 JISH0401準拠 200巻線に1回		3	1	3	32	2	12		表3-1-12 線材の品質管理試験の内容 公的試験期間 メッキ付着量 ※2 JISG3547準拠 200巻線に1回						諸基準類の改定にともなう	
120	3	1	4	4	0	1	3-1-4-4			3	1	4	4	0	1	3-1-4-4			3	1	4	4		
121	3	1	4	4	13	1		(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格によらなければならない。		3	1	4	4	13	1		(1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格によらなければならない。						JIS名称変更にとともなう	
121	3	1	4	4	13	2		(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	4	4	13	2		(2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう	
121	3	1	4	4	13	3		(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	4	4	13	3		(3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう	
121	3	1	4	4	14	1		14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	4	4	14	1		14. 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう	
142	3	1	6	6	0	1	3-1-6-6			3	1	6	6	0	1	3-1-6-6			3	1	6	6		
142	3	1	6	6	4	1		4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		3	1	6	6	4	1		4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」(日本道路協会、平成19年3月)の規定及び第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床板面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。						施工上の留意点について規定	
171	3	1	7	5	0	1	3-1-7-5			3	1	7	5	0	1	3-1-7-5			3	1	7	5		
171	3	1	7	5	8	1		① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	7	5	8	1		① 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう	
171	3	1	7	5	8	2		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	7	5	8	2		② 受注者は、杭の打込み、埋込みは JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう	
171	3	1	7	5	8	3		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (遠心力コンクリートくい)の規格による。		3	1	7	5	8	3		③ 受注者は、杭の継手は JIS A 7201 (既成コンクリートくい)の規格による。						JIS名称変更にとともなう	
181	3	1	10	16	0	1	3-1-10-16			3	1	10	16	0	1	3-1-10-16			3	1	10	16		
181	3	1	10	16	9	1		9. 受注者は、集じん装置の設置にあたっては、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。		3	1	10	16	9	1		9. 受注者は、集じん装置の設置にあたっては、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル(吸入性)粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。						諸基準類の改定にともなう	
181	3	1	10	16	10	1		10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。		3	1	10	16	10	1		10. 受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは2mg/m ³ 以下とし、掘削断面が小さいため、2mg/m ³ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管または必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、2mg/m ³ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。						誤植	
200	3	1	12	7	0	1	3-1-12-7			3	1	12	7	0	1	3-1-12-7			3	1	12	7		
200	3	1	12	7	1	2		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) の550g/m ² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく2種 (HDZ35) の350g/m ² (片面の付着量) 以上としなければならない。		3	1	12	7	1	2		② 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZ77) の77 μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は、同じく (HDZ49) の49 μm (膜厚) 以上としなければならない。						諸基準類の改定にともなう	

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)											新条文 (令和4年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
219	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編	4	0	0	0	0	1	第4編	河川編					
232	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	4	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管					
232	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
232	4	3	2	0	0	2		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和元年7月)	4	3	2	0	0	2		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)	諸基準類の改定にともなう				
232	4	3	2	0	0	4		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和2年3月)	4	3	2	0	0	4		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
232	4	3	2	0	0	5		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	4	3	2	0	0	5		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
238	4	4	0	0	0	1	第4章	水門	4	4	0	0	0	1	第4章	水門					
238	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	4	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
238	4	4	2	0	0	8		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和2年3月)							削除	誤植					
238	4	4	2	0	0	9		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和元年10月)	4	4	2	0	0	9		国土交通省 機械工事施工管理基準 (案) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
238	4	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (平成22年4月)	4	4	2	0	0	10		国土交通省 機械工事塗装要領 (案)・同解説 (令和3年2月)	諸基準類の改定にともなう				
249	4	5	0	0	0	1	第5章	堰	4	5	0	0	0	1	第5章	堰					
249	4	5	1	0	0	1	第1節	適用	4	5	1	0	0	1	第1節	適用					
249	4	5	1	0	5	1		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 機械工事共通仕様書 (案) 」(国土交通省、令和2年3月)の規定による。	4	5	1	0	5	1		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「 機械工事共通仕様書 (案) 」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。	諸基準類の改定にともなう				
269	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	4	8	0	0	0	1	第8章	河川維持					
271	4	8	7	1	0	1	第7節	路面補修工	4	8	7	1	0	1	第7節	路面補修工					
271	4	8	7	2	0	1	4-8-7-2	材料	4	8	7	2	0	1	4-8-7-2	材料					
271	4	8	7	2	3	1		3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に 設計図書 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	4	8	7	2	3	1		3. 受注者は、目地補修に使用するクラック防止シートについては、施工前に 使用材料 に関して監督員の 承諾 を得なければならない。	誤植				
300	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編	6	0	0	0	0	1	第6編	砂防編					
311	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	6	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策					
311	6	3	2	0	0	1	第2設	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2設	適用すべき諸基準					
311	6	3	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	6	3	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)	誤謬				
315	6	3	7	0	0	1	第7設	地下水排除工	6	3	7	0	0	1	第7設	地下水排除工					
315	6	3	7	4	0	1	6-3-7-4	集排水ボーリング工	6	3	7	1	0	1	6-3-7-1	一般事項					
315	6	3	7	4	1	1		1. 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。	6	3	7	1	1	1		1. 受注者は、ボーリングの施工に先立ち、孔口の法面を整形し、完成後の土砂崩壊が起きないようにしなければならない。 集排水ボーリングの推進勾配は、集水した地下水が自然流下可能な勾配とする。	条文の追記				
320	6	4	0	0	0	1	第4章	急傾斜地崩壊防止	6	4	0	0	0	1	第4章	急傾斜地崩壊防止					
320	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
320	6	4	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年6月)	6	4	2	0	1	1		全国治水砂防協会 新・斜面崩壊防止工事の設計と実例 (令和元年5月)	誤謬				
344	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編	8	0	0	0	0	1	第8編	道路編					
352	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装	8	2	0	0	0	1	第2章	舗装					
352	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
352	8	2	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年11月)	8	2	2	0	0	10		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ ポラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
352	8	2	2	0	0				8	2	2	0	0	20		日本道路協会 舗装の長期保証制度に関するガイドブック (令和3年3月)	基準類の追加				
352	8	2	2	0	0				8	2	2	0	0	21		日本道路協会 舗装種別選定の手引き (令和3年12月)	基準類の追加				
356	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	8	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工					
356	8	2	8	1	0	1	8-2-8-1	一般事項	8	2	8	1	0	1	8-2-8-1	一般事項					
356	8	2	8	1	3	1		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「 防護柵の設置基準・同解説 4-1. 施工 」(日本道路協会、平成28年12月)の規定、「 道路土工要綱 第5章 施工計画 」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員 の承諾 を得なければならない。	8	2	8	1	3	1		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「 防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工 」(日本道路協会、 令和3年3月)の規定、「 道路土工要綱 第5章 施工計画 」(日本道路協会、平成21年6月)の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員 の承諾 を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう				

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)											新条文 (令和4年版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由				
371	8	4	0	0	0	1		第4章 鋼橋上部	8	4	0	0	0	1		第4章 鋼橋上部					
371	8	4	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	4	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
371	8	4	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年8月)	8	4	2	0	0	5		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう				
371	8	4	2	0	0	9		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	8	4	2	0	0	9		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
371	8	4	2	0	0	11		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)							削除	諸基準類の改定にともなう					
371	8	4	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)	8	4	2	0	0	13		日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう				
371	8	4	2	0	0				8	4	2	0	0	14		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加				
371	8	4	2	0	0				8	4	2	0	0	15		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	諸基準類の追加				
371	8	4	2	0	0				8	4	2	0	0	16		日本道路協会 道路橋ケーブル構造便覧 (令和3年11月)	諸基準類の追加				
377	8	5	0	0	0	1		第5章 コンクリート橋上部	8	5	0	0	0	1		第5章 コンクリート橋上部					
377	8	5	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	5	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
377	8	5	2	0	0	8		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年12月)	8	5	2	0	0	8		日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 / ボラードの設置便覧 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
378	8	5	2	0	0				8	5	2	0	0	9		日本道路協会 道路橋伸縮装置便覧 (昭和45年4月)	諸基準類の追加				
378	8	5	2	0	0				8	5	2	0	0	10		日本道路協会 小規模吊橋指針・同解説 (昭和59年4月)	諸基準類の追加				
389	8	6	0	0	0	1		第6章 トンネル (NATM)	8	6	0	0	0	1		第6章 トンネル (NATM)					
389	8	6	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	6	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
390	8	6	2	0	0	13		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年3月)	8	6	2	0	0	13		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
398	8	7	0	0	0	1		第7章 コンクリートシェッド	8	7	0	0	0	1		第7章 コンクリートシェッド					
399	8	7	3	0	0	1		第3節 プレキャストシェッド下部工	8	7	3	0	0	1		第3節 プレキャストシェッド下部工					
399	8	7	3	6	0	1		8-7-3-6 受台工	8	7	3	6	0	1		8-7-3-6 受台工					
399	8	7	3	6	3	1		3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	7	3	6	3	1		3. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合				
402	8	8	0	0	0	1		第8章 鋼製シェッド	8	8	0	0	0	1		第8章 鋼製シェッド					
402	8	8	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	8	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
402	8	8	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (昭和55年9月)	8	8	2	0	0	6		日本道路協会 鋼道路橋設計便覧 (令和2年9月)	諸基準類の改定にともなう				
402	8	8	2	0	0	10		日本道路協会 鋼道路橋の細部構造に関する資料集 (平成3年7月)							削除	諸基準類の改定にともなう					
402	8	8	2	0	0	18		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年4月)	8	8	2	0	0	18		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月)	諸基準類の改定にともなう				
403	8	8	5	0	0	1		第5節 鋼製シェッド下部工	8	8	5	0	0	1		第5節 鋼製シェッド下部工					
403	8	8	5	6	0	1		8-8-5-6 受台工	8	8	5	6	0	1		8-8-5-6 受台工					
404	8	8	5	6	4	1		4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8	8	5	6	4	1		4. 受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆、防食、損傷等を受けないようにこれらを保護しなければならない。なお、施工方法に関しては監督員の承諾を得なければならない。	工種間の整合				
409	8	10	0	0	0	1		第10章 地下駐車場	8	10	0	0	0	1		第10章 地下駐車場					
409	8	10	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準	8	10	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準					
409	8	10	2	0	0	3		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (平成27年6月)	8	10	2	0	0	3		日本道路協会 道路構造令の解説と運用 (令和3年3月)	諸基準類の改定にともなう				
450	8	15	0	0	0	1		第15章 消雪パイプ工	8	15	0	0	0	1		第15章 消雪パイプ工					
450	8	15	4	0	0	1		第4節 さく井工	8	15	4	0	0	1		第4節 さく井工					
450	8	15	4	2	0	1		8-15-4-2 掘さく工	8	15	4	2	0	1		8-15-4-2 掘さく工					
450	8	15	4	2	0	2		2. ビット径はストレーナ外径より150mm以上大きいものを標準とし、さく井作業中は生粘土・ベントナイト等の泥水により孔壁を保護するものとする。特に地下水の静水圧が高く、崩壊しやすい地層では、設計図書に関して監督員の承諾を得て泥水の比重を増すなどの適切な措置を行う。	8	15	4	2	0	2		2. ビット径はストレーナ外径 (呼径) より150mm以上大きいものを標準とし、さく井作業中は生粘土・ベントナイト等の泥水により孔壁を保護するものとする。特に地下水の静水圧が高く、崩壊しやすい地層では、設計図書に関して監督員の承諾を得て泥水の比重を増すなどの適切な措置を行う。	施工マニュアル等との整合				

新潟県土木工事標準仕様書(その1) 新旧対照表

現行条文 (令和3年版)										新条文 (令和4年版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文		改訂理由
455	9	0	0	0	0	1		第9編 公園編		9	0	0	0	0	1		第9編 公園編		
455	9	1	0	0	0	1		第1章 植栽		9	1	0	0	0	1		第1章 植栽		
455	9	1	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		9	1	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		
455	9	1	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月版)		9	1	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和4年4月版)		諸基準類の改定にともなう
459	9	2	0	0	0	1		第2章 施設整備		9	2	0	0	0	1		第2章 施設整備		
459	9	2	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		9	2	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		
459	9	2	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和3年7月版)		9	2	2	0	0	2		国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 公園緑地工事共通仕様書 (令和4年4月版)		諸基準類の改定にともなう
463	10	0	0	0	0	1		第10編 下水道編		10	0	0	0	0	1		第10編 下水道編		
463	10	1	0	0	0	1		第1章 管路		10	1	0	0	0	1		第1章 管路		
463	10	1	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		10	1	2	0	0	1		第2節 適用すべき諸基準		
463	10	1	2	1	0	1		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 (2009年版) 土木学会 トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (平成18年7月) 土木学会 トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (平成18年7月) 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (平成24年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成24年7月) 国土開発技術研究センター PCボックスカルバート道路埋設指針 (平成3年10月) 国土開発技術研究センター 鉄筋コンクリート製プレキャストボックスカルバート道路埋設指針 (平成3年3月) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2014年版)		10	1	2	1	0	1		日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説 (2019年版) 土木学会 トンネル標準示方書 (開削工法編)・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (シールド工法編)・同解説 (平成28年8月) 土木学会 トンネル標準示方書 (山岳工法編)・同解説 (平成28年8月) 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (令和4年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成29年度) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2021年版)		諸基準類の改定等にともなう

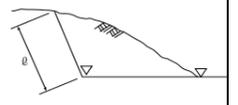
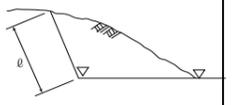
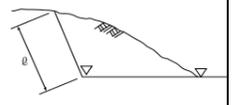
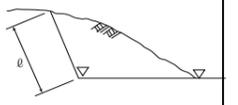
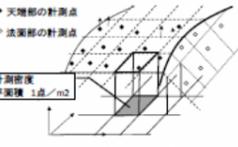
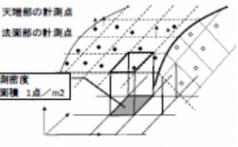
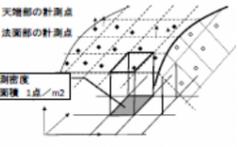
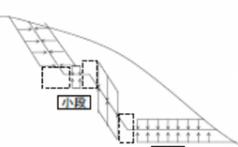
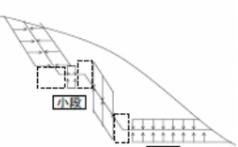
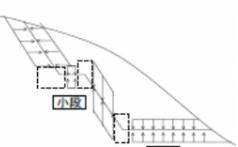
新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事施工管理基準 新旧対照表

ページ	【現行(令和3年度)】土木工事施工管理基準 新潟県	【改定(令和4年度)】土木工事施工管理基準 新潟県	改定理由
4	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p> <p>地盤改良工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)」または「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)</p> <p>ICT技術を試行した場合の出来形管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。</p> <p>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地 地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>諸基準類の改定にともなう</p>

注) なお、出来形管理基準表の(測定基準・箇所)欄に記載された文中の軽微な誤植(例:又は→または)のみの修正は新旧対照表に表示していない。

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 	1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 	1-2-3-2	諸基準類の改定にもなう	
						法長ℓ	ℓ<5m									-200	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 				
							ℓ≥5m									法長-4%					ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 
			2	掘削工（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 	1-2-3-2	1-2-3-2	諸基準類の改定にもなう											
					平場	標高較差					±50	±150	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 								
					法面（小段含む）	水平または標高較差					±70	±160		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 							
			3	掘削工（水中部）（面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 	1-2-3-2	1-2-3-2	諸基準類の改定にもなう											
					平場	標高較差					±50	+300以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 								
					法面（小段含む）	水平または標高較差					±70	+300以下		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 							

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）

改定（令和4年度版）

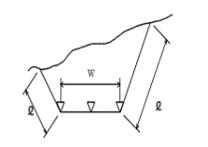
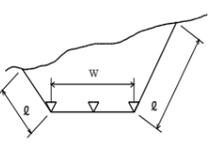
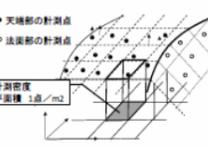
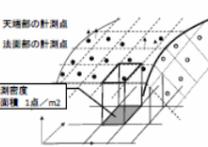
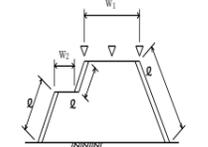
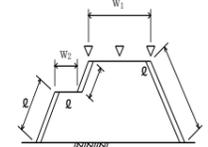
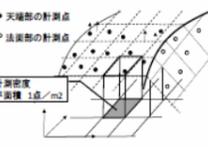
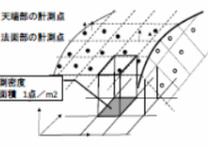
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	改定理由		
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法層で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法層で測定。		1-2-3-3	諸基準類の改定にもなう		
							法長ℓ											ℓ<5m					-100	法長-2%
																		ℓ≧5m					法長-2%	
							幅 w ₁ , w ₂											-100						
			2	盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。		1-2-3-3	1-2-3-3	諸基準類の改定にもなう													
							天端					標高較差	-50	-150										
							法面 4割<勾配					標高較差	-50	-170										
							法面 4割≧勾配 (小段含む)					標高較差	-60	-170										
							※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの																	
			4	盛土補強工 (補強土（テールアルメ）壁工法） (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1-2-3-4	1-2-3-4	誤植													
						厚 さ t						-50												
						控 え 長 さ						設計値以上												
5	法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-3-5	1-2-3-5	誤植																

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

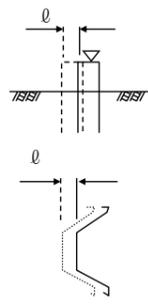
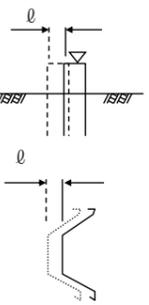
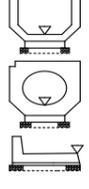
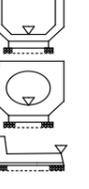
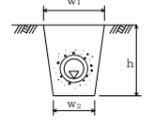
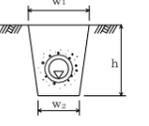
現行（令和3年度版）

改定（令和4年度版）

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由									
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取図で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう									
						法長ℓ	ℓ<5m										-200														
							ℓ≥5m										法長-4%														
						幅 w	-100																								
						平均値	個々の計測値										1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。						1-2-4-2	2	掘削工 （面管理の場合）	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2	諸基準類の改定にともなう
						平場	標高較差										±50									±150					
			法面 （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±160																									
			法面 （軟岩1） （小段含む）	水平または 標高較差	±70	±330																									
			3	4	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見取図で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-3 1-2-4-4	3	4	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			1-2-4-3 1-2-4-4	諸基準類の改定にともなう										
			法長ℓ				ℓ<5m	-100																							
							ℓ≥5m	法長-2%																							
			幅 w ₁ , w ₂				-100																								
平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。					1-2-4-3 1-2-4-4	2							路体盛土工 路床盛土工 （面管理の場合）	平均値		個々の計測値				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-3 1-2-4-4	諸基準類の改定にともなう						
天端	標高較差	±50														±150															
法面（小段含む）	標高較差	±80		±190																											

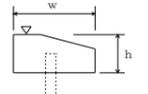
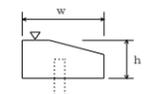
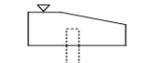
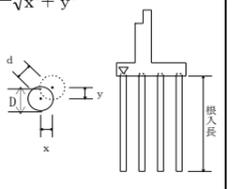
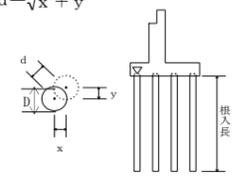
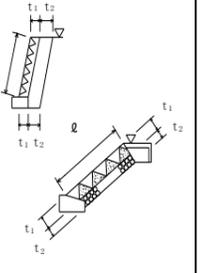
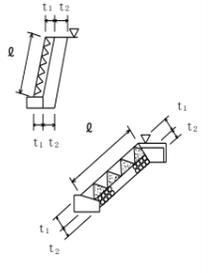
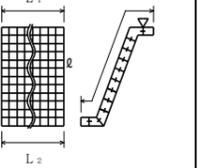
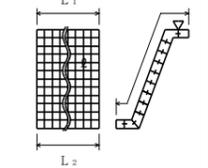
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要										
3	1	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（又は25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-4	3	1	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20m（測点間隔25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-3-4	諸基準類の改定にともなう										
						根入長	設計値以上																									
						変位 θ	100																									
3	1	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		3-1-3-5	3	1	3	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所	3-1-3-5	諸基準類の改定にともなう											
								ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。																								
						29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)									基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				3-1-3-29	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29	諸基準類の改定にともなう
																	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。													
						29	3	側溝工 (暗渠工)									基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				3-1-3-29	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-29	諸基準類の改定にともなう
			幅 w_1, w_2	-50																												
			深 さ h	-30																												
			延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。																											

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

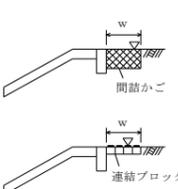
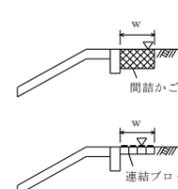
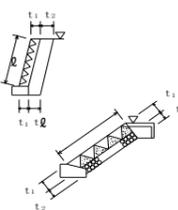
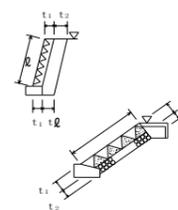
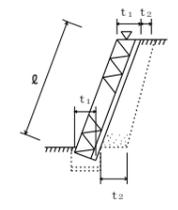
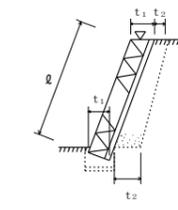
現行（令和3年度版）								改定（令和4年度版）								改定理由						
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番		工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	4	基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3	4	基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-4-3	諸基準類の改定にともなう
							幅 w	-30														
		高さ h	-30																			
		延長 L	-200																			
		3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-4-3					
					延長 L	-200																
4	基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		3-1-4-4	諸基準類との整合			
					根入長	設計値以上																
					偏心量 d	100以内																
					傾斜	1/100以内																
					杭径 D	設計値以上																
5	石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	5	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	諸基準類の改定にともなう			
					法長 l	l < 3m								-50								
						l ≥ 3m								-100								
					厚さ（ブロック積張） t ₁	-50																
					厚さ（裏込） t ₂	-50																
					延長 L	-200																
		3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	5	3	2	コンクリートブロック工 （連節ブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3				
					法長 l	-100																
					延長 L ₁ , L ₂	-200																

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）

改定（令和4年度版）

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要					
3	土木工事共通編	1	一般施工	5	石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	3	1	一般施工	5	石・ブロック積（張）工	3	3	コンクリートブロック工 （天端保護ブロック）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	諸基準類の改定にともなう
								幅 w	-100	幅 w											-100						
								延長 L	-200	延長 L											-200						
		4	緑化ブロック工	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	4	緑化ブロック工	4	4	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-4	諸基準類の改定にともなう					
							法長φ	φ<3m									-50	φ<3m					-50				
								φ≥3m									-100						φ≥3m	-100			
							厚さ（ブロック） t ₁	-50									厚さ（ブロック） t ₁	-50									
							厚さ（裏込） t ₂	-50									厚さ（裏込） t ₂	-50									
							延長 L	-200									延長 L	-200									
		5	石積（張）工	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	5	石積（張）工	5	5	石積（張）工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-2-5-5	諸基準類の改定にともなう					
							法長φ	φ<3m									-50	φ<3m					-50				
								φ≥3m									-100						φ≥3m	-100			
							厚さ（石積・張） t ₁	-50									厚さ（石積・張） t ₁	-50									
							厚さ（裏込） t ₂	-50									厚さ（裏込） t ₂	-50									
							延長 L	-200									延長 L	-200									

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由										
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種		測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	7	6	アスファルト舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	諸基準類の改定にともなう		
						7	8	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	7	8	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	諸基準類の改定にともなう		
						7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事を行い、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	諸基準類の改定にともなう		
		幅	-25	-25	—	—																								
7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（ \bar{X}_{10} ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-7	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（ \bar{X}_{10} ）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-7									
		幅	-25	-25	—	—																								
		平坦性	—				3mプロフィールメーター（ σ ）2.4mm以下直読式（足付き）																							

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由									
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		7	10	アスファルト舗装工（基層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満		3-1-6-7	諸基準類の改定にともなう
						7	12	アスファルト舗装工（表層工）（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-6-7	諸基準類の改定にともなう												
									平坦性	—	—	—	—	3mプロファイルメーター（φ）2.4mm以下直読式（足付き）（φ）1.75mm以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-6-7	諸基準類の改定にともなう										
		8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書に示す延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															
					厚さ	-45	-45	-15	-15		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															
					幅	-50	-50	—	—		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															
		8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															
					幅	-50	-50	—	—		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															
		8	2	半たわみ性舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-8	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。		3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう															

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
3	土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-8	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安 定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう	
				8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-8	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう	
				8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)舗装工編多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を実施する場合、その他基準に 規定する計測精度・計測密度を満たす 計測方法により出来形管理を実施する 場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-8	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理に おいて「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を実施する場合、その他基準に規 定する計測精度・計測密度を満たす計 測方法により出来形管理を実施する場 合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、 全ての点で標高値を算出する。計測密 度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層 の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場 合は、直下層の目標高さ+直下層の標 高較差平均値+設計厚さから求まる高 さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、基 層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-8	諸基準類の改定にともなう	
						平坦性	—	3m ² プロフィール (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)(σ)1.75mm 以下					維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。				平坦性	—	3m ² プロフィール (σ)2.4mm以下 直読式(足付 き)(σ)1.75mm 以下					維持工事においては、平坦性の項目を 省略することが出来る。			
				9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測 定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、基 層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-9	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割と し、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り 起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測 定。 ただし、幅は設計図書の見点によらず 延長80m以下の間隔で測定することが できる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15							厚 さ	-45	-45	-15	-15						
						幅	-50	-50	—	—							幅	-50	-50	—	—						
				9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の見点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、 基層および表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-9	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘 り起こして測定。ただし、幅は設計図 書の見点によらず延長80m以下の間隔 で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描 いた上での管理可能な工事をいい、 基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事 より規模は小さいものの、管理結果を 施工管理に反映できる規模の工事をい い、同一工種の施工が数日連続する場 合が該当する。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう	
						幅	-50	-50	—	—							幅	-50	-50	—	—						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由							
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
3	土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工)安定 処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう	
				9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう	
				9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-26	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう	
				9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3-1-6-9	諸基準類の改定にともなう	
					平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。																

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由																	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要											
3	1	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	3-1-6-10	3	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50			基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-6-10	諸基準類の改定にともなう															
							厚 さ	t < 15cm	-30								-10	厚 さ	t < 15cm				-30	-10													
								t ≥ 15cm	-45								-15		厚 さ				t ≥ 15cm	-45	-15												
							幅										-100	-					幅			-100	-										
							厚 さ										-9	-3	厚 さ				-9	-3													
							幅										-25	-	幅				-25	-													
				10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	3-1-6-10	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	3-1-6-10	諸基準類の改定にともなう														
								t ≥ 15cm	±90	+50								-10	厚 さあるいは標高較差	t < 15cm				+90	+50	-10											
								t ≥ 15cm	±90	+50								-15		厚 さあるいは標高較差				t < 15cm	+90	+50	-10										
								t ≥ 15cm	±90	+50								-15	厚 さあるいは標高較差					t ≥ 15cm	±90	+50	-15										
								厚 さあるいは標高較差										-20		-3				厚 さあるいは標高較差			-20	-3									
								11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)								厚 さ	-15	-20				-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-11	3-1-6-11	11	1	グーアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
幅	-50	-50	-	-	幅	-50	-50				-	-																									
	幅			-25		-25	-				-	幅			-25	-25	-		-																		
11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4				幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-11	3-1-6-11	11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ		-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事を行い、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう												
				幅	-25	-25	-												-	幅	-25	-25											-	-			
					幅														-25		-25	-											-	幅			

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由								
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種		測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	土木工事共通編	1	一般舗装工	6	一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-11	3	1	一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3-1-6-11
									幅	-25	-25	—	—															
									平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																		
		11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	3	1	一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう			
		11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	3	1	一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう			
		11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	3	1	一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-11	諸基準類の改定にともなう			
					平坦性	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由												
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値			測定基準	測定箇所	摘要						
3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は用いない。	3-1-6-12	3	1	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は用いない。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう						
						厚 さ	-45												-15	厚 さ	-45						-15					
						幅	-50												—	幅	-50						—					
				3	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。					橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-6-12	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の数値によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう		
								幅	-50													—	幅	-50							—	
								厚 さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15											+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう							
厚 さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう																									
厚 さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。				3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう																							
厚 さあるいは標高較差	-55	-66	-8							1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう																				
厚 さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12							諸基準類の改定にともなう																			
厚 さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。				3-1-6-12						諸基準類の改定にともなう																		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由																																				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目		規格値			測定基準	測定箇所	摘要																														
3	土木	1	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう																			
							幅	-50											—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	幅	-50									—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																								
							厚さ	-9	-12	-3									幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	3	1									6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層				厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう
							幅	-25																														—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	幅	-25									—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。					
厚さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15		-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう																										
幅	-35											—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	幅	-35									—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。																															
平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより(σ)2.4mm以下。									隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	3-1-6-12	3	1									6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)				厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12	3	1	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう							
目地段差	±2																														隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。													
厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12	3	1	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12	3	1	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう																										
目地段差	±2											隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。																																

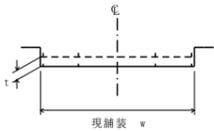
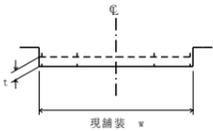
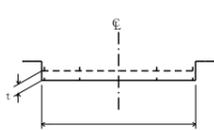
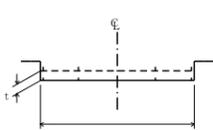
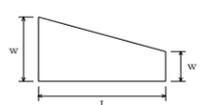
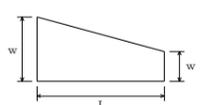
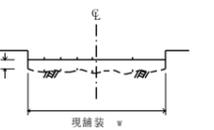
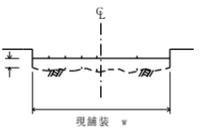
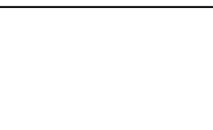
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由														
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要												
3	土木工事共通編	1	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-12	3	1	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-6-12	諸基準類の改定にともなう
							平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下。									平坦性	—	転圧コンクリートの硬化後、3m ² プロファイル(σ)2.4mm以下。														
							目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	目地段差	±2									隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
							目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	目地段差	±2									隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
					13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	諸基準類の改定にともなう											
								厚さ	-45	-15	厚さ						-45	-15																
								幅	-50	—	幅						-50	—																
					13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	諸基準類の改定にともなう											
								幅	-50	—	幅						-50	—																
					13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	諸基準類の改定にともなう											
								幅	-50	—	幅						-50	—																
					13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-1-6-13	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	3-1-6-13	諸基準類の改定にともなう											
								幅	-50	—	幅						-50	—																
					13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-6-13	諸基準類の改定にともなう											
								幅	-25	—	幅						-25	—																
幅	-25	—	幅	-25				—																										

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由										
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要								
3	土木工事共通編	1	一般施工	6	一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-6-15	3	1	土木工事共通編	6	一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。		3-1-6-15	諸基準類の改定にともなう	
									幅 w	-25	-																			
						15	2	路面切削工（面管理の場合）	標高較差または厚さ t のみ	厚さ t	-17	-2	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-1-6-15	3	1	土木工事共通編	6	一般舗装工	15	2	路面切削工（面管理の場合）	厚さ t	-17	-2	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-1-6-15	諸基準類の改定にともなう
										(標高較差)	(17)	(2)																		
										幅 w	-25	-																		
		16				舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-1-6-16	3				舗装工	16		舗装打換え工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所		3-1-6-16	諸基準類の改定にともなう				
								延長 L	-100																					
								厚さ t	該当工種																					
								舗設工	幅 w												-25									
									延長 L												-100									
									厚さ t												該当工種									
17			1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-1-6-17	3					17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		3-1-6-17	諸基準類の改定にともなう							
					幅 w	-25																								
					延長 L	-100																								
					平坦性	-												3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下												
17			2	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-1-6-17	3				17	2	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		3-1-6-17	諸基準類の改定にともなう								
					平坦性	-											3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下													

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

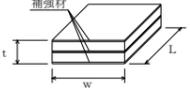
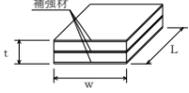
現行（令和3年度版）

改定（令和4年度版）

現行（令和3年度版）					改定（令和4年度版）					改定理由			
編	章	節	条	枝番	編	章	節	条	枝番				
3	土木工事共通編	1	7	地盤改良工	2	路床安定処理工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	3-1-7-2	諸基準類の改定にともなう
							基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
							施工厚さ t	-50	厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。				
							幅 w	-100					
		延長 L	-200										
		4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	3-1-7-4	諸基準類の改定にともなう		
					基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。						
					法長 phi	-500							
					天端幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）						
		天端延長 L	-500										
		9	3	固結工（中層混合処理工）	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	3-1-7-9	諸基準類の改定にともなう		
					基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。						
施工厚さ t	設計値以上				1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。								
幅 w	設計値以上				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。								
延長 L	設計値以上												
3	土木工事共通編	1	7	地盤改良工	2	路床安定処理工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	3-1-7-2	諸基準類の改定にともなう
							基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。				
							施工厚さ t	-50	厚さは中心線及び端部で測定。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）。				
							幅 w	-100					
		延長 L	-200										
		7	4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	3-1-7-4	諸基準類の改定にともなう	
						基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。					
						法長 phi	-500						
						天端幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認（実測は不要）					
		天端延長 L	-500										
		7	9	3	固結工（中層混合処理工）	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	3-1-7-9	諸基準類の改定にともなう	
						基準高▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。					
施工厚さ t	設計値以上					1,000㎡以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。							
幅 w	設計値以上					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認（実測は不要）。							
延長 L	設計値以上												

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

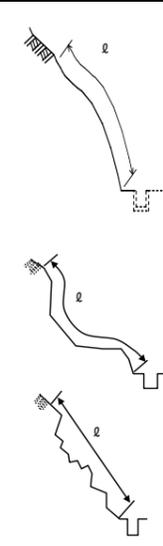
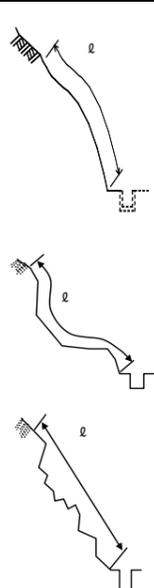
単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
3	土木工事	1 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費（金属支保工）	上下部鋼構造物と孔との接合部	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定	3-1-12-1	3	1 一般施工	12 工場製作工	1	1	鋳造費（金属支保工）	上下部鋼構造物と孔との接合部	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支保便覧参照	3-1-12-1	参照基準の追記
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1以下														
								中心距離	≦1000mm										1以下				
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	1.5以下														
								孔の直径	≦100mm										+3 -1				
								孔の直径	>100mm										+4 -2				
								孔の中心距離	※1										JIS B 0403-1995 CT13				
								ボスの直径	+0 -1														
								ボスの高さ	+1 -0														
								ボスの直径	+0 -1														
		ボスの高さ	+1 -0																				
		上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13																				
		全移動量	φ≦300mm	±2																			
			φ>300mm	±φ/100																			
		組立高さH	上, 下面加工仕上げ	±3																			
			コンクリート構造用	H≦300mm H>300mm (H/200+3)小数点以下切り捨て	±3																		
		普通寸法	鋳放し長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT14																			
			鋳放し肉厚寸法	JIS B 0403-1995 CT15																			
			削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級																			
			ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級																			
12 工場製作工	1	2	2	2	鋳造費（大型ゴム支保工）	幅w 径D 長さL 直	w, L, D ≦500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ（t）の最大相対誤差 	3-1-12-1	12 工場製作工	1	2	2	鋳造費（大型ゴム支保工）	幅w 径D 長さL 直	w, L, D ≦500	0~+5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支保の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支保便覧参照 	3-1-12-1	参照基準の追記		
							500<w, L, D ≦1500mm	0~+1%															
							1500<w, L, D	0~+15															
							t ≦20mm	±0.5															
							厚さt	20<t ≦160									±2.5%						
								160<t									±4						
								相対誤差									w, L, D ≦1000mm	1					
							相対誤差	1000mm<w, L, D									(w, L, D)/1000						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

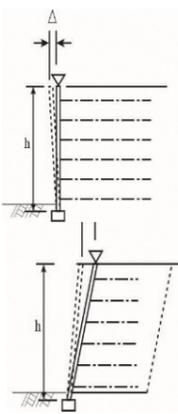
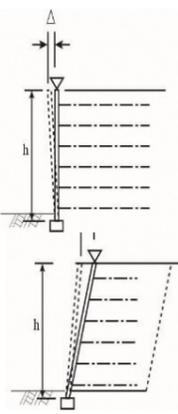
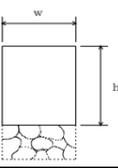
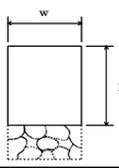
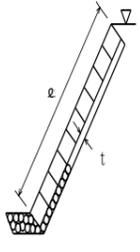
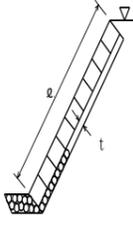
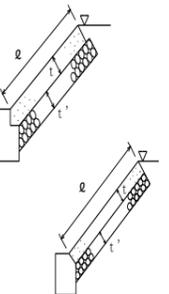
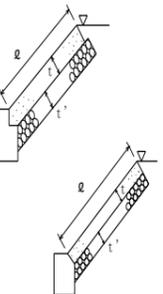
単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要		
3	土木工事共通編	14	法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2		3	土木工事共通編	14	法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長ℓ ℓ<5m	-200	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2		諸基準類の改定にともなう
							盛土法長ℓ ℓ≧5m	法長の-4%											盛土法長ℓ ℓ<5m	-100				
		延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																	
14	法面工	共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2		14	法面工	共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長ℓ ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-2		諸基準類の改定にともなう		
						ℓ≧5m	法長の-4%										ℓ≧5m	法長の-4%						
						厚さt t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。	厚さt t<5cm	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。													
t≧5cm	-20	t≧5cm	-20																					
延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																			
14	法面工	共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-3		14	法面工	共通	3	吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長ℓ ℓ<3m	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-14-3		諸基準類の改定にともなう				
					ℓ≧3m	-100									ℓ≧3m	-100								
					厚さt t<5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。	厚さt t<5cm	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。														
t≧5cm	-20	t≧5cm	-20																					
延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	延長L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。																			



新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由			
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
3	1	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-3		3	1	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-3	誤謬
		高さh				h<3m	-50											h≥3m	-100				
		16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-1-16-3			16	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。 計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。		3-1-16-3	諸基準類の改定にともなう	
		標高較差				0以下	+400以下																
4	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		4-1-7-4		4	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		4-1-7-4	諸基準類の改定にともなう
		高さ h				-30																	
5	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-4		5	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-4	諸基準類の改定にともなう
		法長ℓ				ℓ<5m	-100											ℓ≥5m	ℓ×(-2%)				
5	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-5		5	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-1-6-5	諸基準類の改定にともなう
		法長ℓ				ℓ<3m	-50											ℓ≥3m	-100				

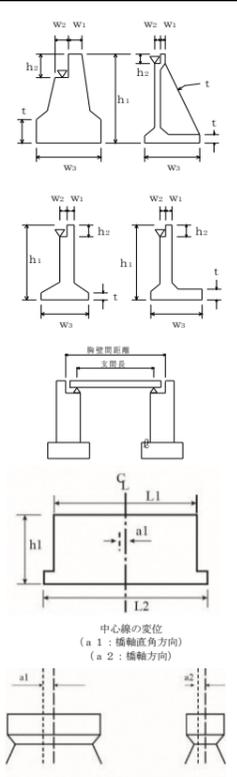
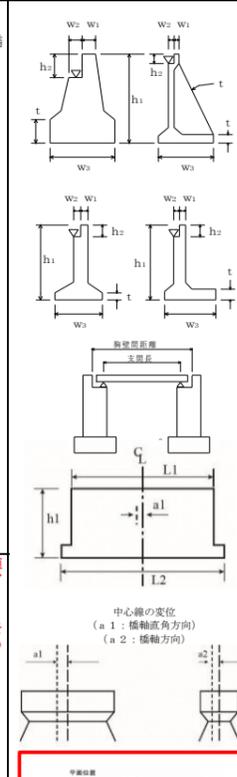
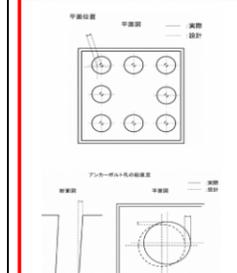
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要									
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	8-2-4	8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割合で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500 t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	8-2-4	諸基準類の改定にともなう							
						厚さ	t < 15cm	-30										-10	t < 15cm	-30					-10						
							t ≥ 15cm	-45										-15		t ≥ 15cm					-45	-15					
							幅	-100										—	幅						-100	—					
										歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ						-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	8-2-4									幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-2-4	諸基準類の改定にともなう
					幅	-25	—	幅	-25	—																					

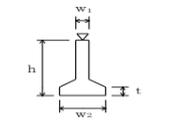
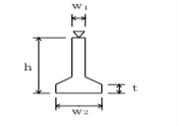
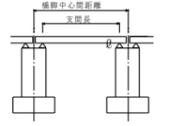
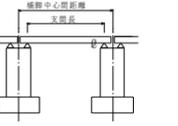
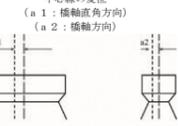
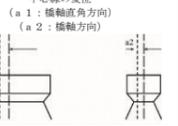
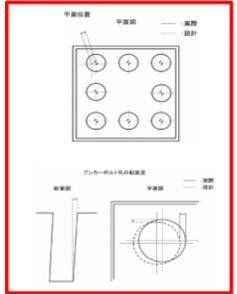
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要		
8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-2-5-9		8 道路編	2 舗装	5 排水構造物工	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	8-2-5-9		諸基準類の改定にともなう		
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。									延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。					
8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。	8-3-6-8		8 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		8-3-6-8	アンカーボルトの計測位置の明確化		
						厚さt	-20										厚さt	-20						
						天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10										天端幅w ₁ (橋軸方向)	-10						
						天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10										天端幅w ₂ (橋軸方向)	-10						
						敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50										敷幅w ₃ (橋軸方向)	-50						
						高さh ₁	-50										高さh ₁	-50						
						胸壁の高さh ₂	-30										胸壁の高さh ₂	-30						
						天端長ℓ ₁	-50										天端長ℓ ₁	-50						
						敷長ℓ ₂	-50										敷長ℓ ₂	-50						
						胸壁間距離ℓ	±30										胸壁間距離ℓ	±30						
						支間長及び中心線の変位	±50										支間長及び中心線の変位	±50						
						支承部アンカーボルトの規格値	計画高										+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値 の平面位置は咨座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。					計画高	+10~-20
							平面位置										±20						平面位置	±20
							アンカーボルト孔の鉛直度										1/50以下						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下
																								

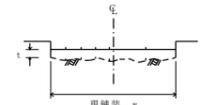
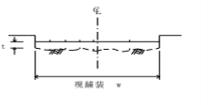
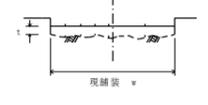
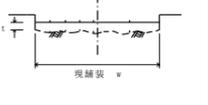
新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由											
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要									
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		8-3-7-9		8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		8-3-7-9	アンカーボルトの計測位置の明確化								
						厚 さ t	-20											厚 さ t	-20												
						天 端 幅 w_1	-20											天 端 幅 w_1	-20												
						敷 幅 w_2	-20											敷 幅 w_2	-20												
						高 さ h	-50											高 さ h	-50												
						長 さ ℓ	-20											長 さ ℓ	-20												
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30											橋脚中心間距離 ℓ	± 30												
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50											支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50												
						支 承 部 箱 抜 き ア ン カ ー ボ ル ト の 規 格 値	計 画 高											+10~-20							支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。						
							平 面 位 置											± 20								平 面 位 置	± 20				
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度											1/50以下								ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下				
																															

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 土木工事施工管理基準 新旧対照表

単位：mm

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由				
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)				
8	13	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-13-4-5	8	13	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		8-13-4-5	諸基準類の改定にもなう
						厚さ t (オーバーレイ)	-9																	
						幅 w	-25																	
						延長 L	-100																	
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																
			5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）（路面切削工編）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-13-4-5				5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領（案）に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		8-13-4-5	諸基準類の改定にもなう
						厚さ t (オーバーレイ)	-9																	
						幅 w	-25																	
						延長 L	-100																	
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下																

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 土木工事品質管理基準 新旧対照表

ページ	【現行(令和3年度)】 土木工事品質管理基準 新潟県	【改定(令和4年度)】 土木工事品質管理基準 新潟県	改定理由
172	<p>品質管理基準及び規格値 目次</p>	<p>品質管理基準及び規格値 目次</p> <p>4 基礎工 178 5 場所杭工 178 6 既成杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式） 178</p> <p>注) なお、工種番号7番以後については、工種番号のみ変更となる項目は新旧対照表に表示していない。</p>	<p>新規追加 新規追加 新規追加</p>

令和4年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	現行(令和3年度版)							工種	改定(令和4年度版)							改定理由	
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要		試験成績表等による確認	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		摘要
								4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること			中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める	新規追加 道路橋示方書・同解説構造IV編 平成29年11月 P456~P458
								5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による			孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する	新規追加 杭基礎施工便覧 令和2年9月 P316
								6 既成杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による			泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状況を再確認し、必要に応じて再処理する。	新規追加 道路橋示方書・同解説構造IV編 平成29年11月 P502
11 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	14 路床安定処理工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤植	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1.盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		誤植		

令和4年度 品質管理基準 新旧対照表

工種	現行(令和3年度版)						試験成績表等による確認	工種	改定(令和4年度版)						試験成績表等による確認	改定理由
	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度			種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度		
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤植
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
20 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	23 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土(50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	誤植	
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。			1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。
34 中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 0191	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	37 中層混合処理工 ※全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS A 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	誤植
35 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		38 鉄筋挿入工	施工	必須	引き抜き試験 (受入れ試験) 引き抜き試験 (適合性試験)	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		誤植

新潟県土木工事標準仕様書(その2) 写真管理基準(案) 新旧対照表

ページ	【現行(令和3年度)】 写真管理基準	【改定(令和4年度)】 写真管理基準	改定理由
219	写真管理基準(案)	写真管理基準(案)	
221	2.撮影	2.撮影	
221	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)	
221	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和3年10月12日付け技第700号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	ICT技術を試行した場合の施工管理については、「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。 また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。	実施要領の改訂による
222	3 整理提出	3 整理提出	
222	撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。	撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「新潟県電子納品実施要領」(令和4年3月24日付け技第801号)に基づくものとする。 また、撮影頻度以上に撮影した写真や編集、つなぎ写真の元写真も原本としてネガCDに格納し提出すること。	県の要領通知との整合
291 ～ 304	デジタル写真管理情報基準(案) [令和2年3月]	削除	

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）					改定（令和4年度版）					改定理由
撮影箇所一覧表(全体)					撮影箇所一覧表(全体)					
区分		写真管理項目		摘要	区分		写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]				撮影項目	撮影頻度[時期]		
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する	着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	工事履行届けに添付する(工事写真帳への電子納品とは別に紙納品[朱書き・引き出し線あり]する)	工事写真帳とは別である旨を明記
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕				完成	全景又は代表部分写真		
施工状況	工事施工中	施工中の写真	工種、種別ごとに設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕		施工状況	工事施工中	施工中の写真	工種、種別ごとに設計図書、施工計画書に従い施工していること(施工方法、使用機械など)が確認できるように適宜 〔施工中〕		撮影対象の明確化
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 (規制状況がわかる全体的な設置状況) 〔設置後〕	1枚毎の接写は不要	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕				各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 (保安状況がわかる全体的な設置状況) 〔設置後〕		
					掲示物	設置状況	建設業許可証 労災保険成立表 建退協適用現場 施工体系図 など諸法令等で定められたもの	掲示物全体1回〔設置後〕	掲示物の区別がつくように撮影する(1枚毎の接写は不要)	撮影対象の明確化(追記)
					建設副産物等	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)		撮影対象の明確化(追記)
					営繕施設等	設置状況	現場事務所 資材庫 トイレ等	設置状況全景1回〔設置後〕 (離れている場合は施設毎に1回)		撮影対象の明確化(追記)

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）					改定（令和4年度版）					改定理由
撮影箇所一覧表（品質管理）					撮影箇所一覧表（品質管理）					
番号	工種	写真管理項目		適用	番号	工種	写真管理項目		適用	
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕				撮影項目	撮影頻度〔時期〕		
					37	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 〔試験実施中〕		工種追加
							土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 〔試験実施中〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）											
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			概要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			概要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-2	誤植	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影							法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔掘削後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。				3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	代表箇所 各1枚	1-2-3-3	誤植	
							「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要										「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要				
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影							締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回〔掘削後〕		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況（プリズムが必要な場合のみ）がわかるように撮影
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕									法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由	
撮影箇所一覧表（出来形管理）										撮影箇所一覧表（出来形管理）											
【第3編 土木工事共通編】										【第3編 土木工事共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度								撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度			
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	代表箇所 各1枚	1-2-4-2	誤植	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影							法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [掘削後]		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 [掘削後]			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 [掘削後]							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 [掘削後]			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事1回 [掘削後]		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時]	代表箇所 各1枚	1-2-4-3	誤植	
						「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要			「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要												
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影							締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影		
						法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]									法長幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]				
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。										「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。			3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	1	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3	1	6	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						
3	1	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7	3	1	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-7			
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗 装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-7	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗 装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-7	3次元計測技術を 用いた出来形管 理要領(案)の改 定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)舗装工 編 多点計測技術(面管理の場 合)」による場合は各層毎1工事 に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗 装工(下層路 盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗 装工(下層路 盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を 用いた出来形管 理要領(案)の改 定による。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)舗装工 編 多点計測技術(面管理の場 合)」により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)舗装工 編 多点計測技術(面管理の場 合)」による場合は各層毎1工事 に1回 〔修正後〕						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）						改定（令和4年度版）						改定理由						
撮影箇所一覧表(出来形管理)						撮影箇所一覧表(出来形管理)												
【第1編 共通編】						【第1編 共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗 装工(加熱ア スファルト安定 処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗 装工(加熱ア スファルト安定 処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-8	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕						

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路 盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石 灰)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファ ルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファ ルト安定処理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-10	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-10	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グー スア スフ ァ ルト 舗 装 工 (加 熱 ア ス フ ァ ルト 安 定 処 理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グー スア スフ ァ ルト 舗 装 工 (加 熱 ア ス フ ァ ルト 安 定 処 理 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-11	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コン クリ ート 舗 装 工 (下 層 路 盤 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コン クリ ート 舗 装 工 (下 層 路 盤 工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト 中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト 中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕								スリップバー、 タイバー寸法、 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）						改定（令和4年度版）						改定理由						
撮影箇所一覧表(出来形管理)						撮影箇所一覧表(出来形管理)												
【第1編 共通編】						【第1編 共通編】												
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
					幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗 装工 (転圧コンク リート版工) アスファルト中 間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗 装工 (転圧コンク リート版工) アスファルト中 間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗 装工 (転圧コンク リート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗 装工 (転圧コンク リート版工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕								平坦性	1工事1回 〔実施中〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）										改定（令和4年度版）										改定理由
撮影箇所一覧表(出来形管理)										撮影箇所一覧表(出来形管理)										
【第1編 共通編】										【第1編 共通編】										
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	3-1-6-12	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕								鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕				
						横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕								横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所に1回 〔据付後〕				
						縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位 置	80mに1回 〔据付後〕								縦そり突合せ 目地部・縦そり ダミー目地部タ イバー寸法、位 置	80mに1回 〔据付後〕				
						平坦性	1工事に1回〔実施中〕								平坦性	1工事に1回〔実施中〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 により「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1工事 に1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合 は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」により 「厚さあるいは標高較差」を管理 する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				
						目地段差	1工事に1回								目地段差	1工事に1回				
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。		
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕				
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕				
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」 による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」による 場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕				

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤 工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤 工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗 装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕								整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-13	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕	3-1-6-13	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕								タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕								厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要								厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3 土木工事共通編	1 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	3-1-6-14	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
						転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕								転圧状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕								幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		

新潟県土木工事標準仕様書（その2） 写真管理基準 新旧対照表

現行（令和3年度版）							改定（令和4年度版）							改定理由				
撮影箇所一覧表(出来形管理)							撮影箇所一覧表(出来形管理)											
【第1編 共通編】							【第1編 共通編】											
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]								撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	1	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-6-15	3	1	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	3-1-6-15	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-7-9	3	1	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m ³ ～4,000m ³ につき1回、 又は施工延長40m(測点間隔25m の場合は50m)につき1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-7-9	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。
3	1	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3-1-14-4	3	1	14	4	1	法砕工 (現場打法砕工) (現場吹付法砕工)	法長、 幅、 高さ、	200m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	3-1-14-4	3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の改定による。

